

健康診断結果の通知について

労働安全衛生法及び関連法令により事業主には、従業員に対する健康診断の実施やその結果の記録及び管理等が義務付けられています。さらに、多くの健康保険組合等において、法令で定められている検査項目を網羅し、かつ、被保険者の健康の保持増進等を目的に、より充実した内容の健康診断が提供されています。

当クリニックでは、事業主が法令等に基づく健康診断として健康保険組合等が提供する健康診断を利用している場合は、開示依頼を受けたうえで事業主へその結果を通知しております。

健康診断結果の通知に同意されない場合は、以下をご記入いただき、健診当日窓口へ提出願います。

健康診断結果の事業主への通知についての不同意書

船員保険大阪健康管理センター

センター長 星田 四朗 殿

令和 年 月 日

会社名：

(カナ)

漢字氏名：

生年月日： 年 月 日

ご連絡先：

私は、今回受診する健康診断のうち、労働安全衛生規則第43条以下に定める検査項目以外の項目について、その結果が事業主へ通知されることに同意いたしません。ただし、事業主及び健康保険組合等が健康診断結果の通知について取扱いを規定している場合は、その定めに従った対応をいたします。

※以下クリニック使用欄

受診日	号車	受診No
-----	----	------